

自然の力をそのまま野菜に

いすみ そだち



いすみそだち 野菜の主な特徴

- 野菜を健康に育てるための地域由来の資源（堆肥や緑肥など）を用いた土づくり
- 栽培期間中における化学合成農薬と化学肥料の不使用
- 遺伝子組み換え技術の不使用





「いすみそだち」認証について

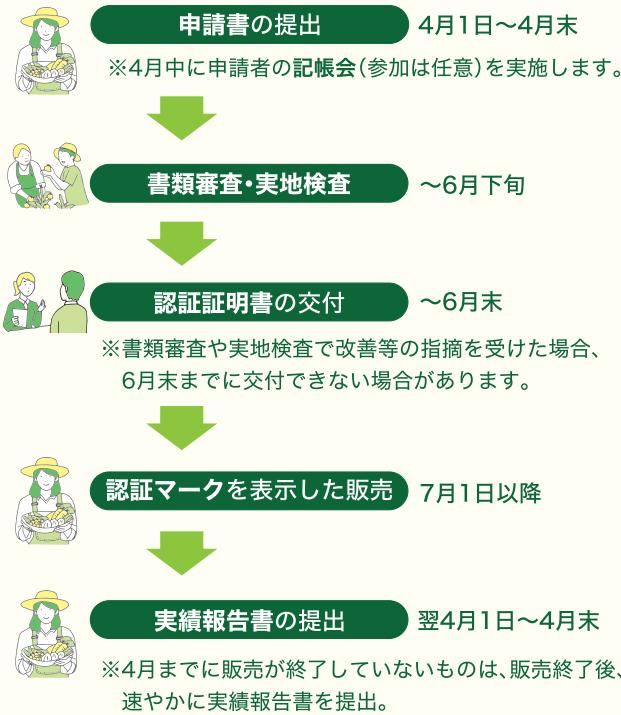
自然と共生する里づくり連絡協議会(事務局:いすみ市農林課)では、令和5年度から、地域由来の資源を用いた土づくりがなされ、化学合成農薬と化学肥料を使用せずに、販売することを目的に栽培されたいすみ市内の野菜(畑作物)を「いすみそだち」として認証しています。



「いすみそだち」認証マーク

「いすみそだち」認証までの流れ

申請する野菜は、7月1日以降に「いすみそだち」認証野菜と表示して販売することができます。



「いすみそだち」野菜の主な特徴

- 野菜を健康に育てるための地域由来の資源(堆肥や緑肥など)を用いた土づくり
- 栽培期間中における化学合成農薬と化学肥料の不使用
- 遺伝子組み換え技術の不使用

認証手数料

当面の間、無料とします。

認証マーク(シール)の購入

当面の間、無料とします。
認証マークを認証された野菜以外に貼ることはできませんのでご注意願います。(認証マークを、申請していない作物や申請はしたがまだ認証されていない作物、車や看板など身の回りのものなどに貼ることはできません。)

表示に関する注意事項

「いすみそだち」に申請し、書類審査、実地検査を経て、認証証明書の交付を受けた後に、認証された野菜に認証マークを表示して販売することができます。店頭などの表示の際は、以下にご注意願います。

⚠ 「有機」「オーガニック」とは表示できない。

有機 JAS 制度により、有機 JAS マークが付されたものでなければ「有機○○」や「オーガニック○○」と表示することはできません。

⚠ 「無農薬」「無化学肥料」とは表示できない。

消費者が「土壤に残留した農薬や周辺ほ場から飛散した農薬を含め、一切の残留農薬を含まない農産物」と誤認する恐れがあるため、「無農薬」と表示することは禁止されています。「無化学肥料」も同様です。

お問い合わせ先

いすみ市農林課 有機農業推進班
電話番号: 0470-62-1515

〒298-8501 いすみ市大原7400番地1

ファックス番号: 0470-62-2836

メールアドレス: seisan@city.isumi.lg.jp

